

漁船リース事業における契約書について

今般のリース事業は、「浜の活力再生広域プラン」に基づくものと「漁船漁業構造改革プラン」に基づくものの2つに大別され、契約書も2つのパターンを用意している。

浜の活力再生広域プランは、浜プランの取組みを土台として、複数の浜が連携し、JF組織が中心となって広域的な取組みを展開していくものであるが、このプランを前提に取組まれる今回の漁船リース事業については、沿岸漁業を中心とした我が国漁業の構造改革を推進する施策として、全県域において円滑に取組みがなされるよう、JFグループの協議を経て、スキームが構築されている。

特徴的なところは、リース事業体は、原則、都道府県に1つ。リース事業体の運営をサポートする観点から、全国段階に「(一社) 水産業構造改革サポート」(以下、「サポート法人」という。) を設立し、転リース方式の形態をとり、サポート法人がリース債権を一元管理することとしている。

契約は、原契約として、(A)「サポート法人－借受漁業者」、(B)「リース事業体－サポート法人」、さらに、リース債権・債務の管理・帰属やサポート法人の債務、リース事業体の管理義務、漁船保険・漁業共済・団信等への加入、費用負担、原契約(A)の読み替え等、3者間で確認しておくべき重要事項について、「覚書」を締結する形態としている。

また、漁船漁業構造改革プランによる契約書は、「リース事業体－借受漁業者」間の契約となることから、上記(A)の契約をもとに内容を整理している。

なお、今回の取り進めに際しては、特に、権利・義務の関係や借受漁業者の責務について、予め、漁業者に契約内容を説明し理解を求めておくことが極めて重要(=説明責任)となる。よって、サポートとして、説明書を用意するので、リース事業体及び漁業者の所属JFにおいては、同説明書も用いながら、契約内容の周知徹底に努めていただきたい。

- 別紙①-1 「浜の活力再生広域プランに基づく漁船リース契約書 (A)」
- 別紙①-2 「浜の活力再生広域プランに基づく漁船リース契約書 (B)」
- 別紙①-3 「リース物件の転貸借に関する覚書」
- 別紙 ② 「漁船漁業構造改革プランに基づく漁船リース契約書」
- 別紙 ③ 漁船リース契約内容のご説明

なお、「浜の活力再生広域プラン」に基づく漁船リース事業にかかる契約書・覚書のポイントは参考資料のとおり(6月27日開催の説明会資料を補強してある)。

以上

浜の活力再生広域プランに基づく漁船リース契約書・覚書のポイント

浜の扱い手漁船リース事業におけるリース方式の最大の特徴は、転リース方式としていること。

これは、サポート法人が集金代行や一時立替等の機能を担うことから、サポート法人の権利・義務を明確にするため、原契約を2つ((A)「サポート法人－借受漁業者」と(B)「リース事業体－サポート法人」)に分けたもの。ただし、基本、原契約(A)と原契約(B)の内容を同一とし、転貸人であるサポート法人の役割を所有者であるリース事業体に読み替える部分やリース債権・債務の管理・帰属等につき3者間で確認しておくべき重要事項があるため、原契約(A)と原契約(B)を橋渡して調整する3者間の覚書を締結することとした。

従って、本リース方式においては、**覚書が極めて重要となるものである。**

以下、原契約及び覚書において重要な部分について解説することとする。

(1) 転リースの関係

- ・リース物件の所有者はリース事業体である。
- ・リース事業体はリース物件（漁船）を（一社）水産業構造改革サポート（以下「サポート」という）にリースし、サポートはそれを借受漁業者（以下、「借受者」という。）に転リースする方式とする。
- ・リース期間終了後、リース物件は借受者に無償で譲渡する。（所有権移転ファイナンスリース方式）

(2) リース料の支払・回収等

- ・借受者はサポートに、サポートはリース事業体に、リース料・消費税および利息・保証料を支払う。（団信保険料相当額についても、漁業者はサポートに支払う）
- ・借受者からリース料の支払がない場合、サポートはリース事業体にリース料を支払う義務はない。ただし、リース事業体よりサポートに対し借受者の改善計画の策定指導・経営管理・経営継続に向けた支援を行う旨の申し出があった場合には、サポートは1回を限りに1年間を上限としてリース事業体に対し当該リース料を立替えて支払う。
- ・リース事業体が善管注意義務を果たした上で、**借受者のリース料等の支払不能が法務上、税務上確定し、リース物件を売却したときは、リース事業体とサポートが協議の上、リース事業体を含む県域関係者が、借受者の経営継続に最大限の努力をしたことを確認したうえで、サポートは残存リース料等を支払う。**
- ・なお、**助成金の全部又は一部の返還が生じる場合**（法定耐用年数内の契約解除等）、サポートは当該金額を支払う義務はない。
- ・契約を解除しリース事業体がリース物件を売却した代金は規定損害金に充当する。

(3) リース事業体の借受者への善管注意義務

- ・借受者に対するサポートの債権の督促、経営指導・経営継続に向けた支援等はリース事業体が行う。また、リース事業体は管理業務を借受者が所属する漁協に委託できる。
- ・なお、管理業務を漁協に委託しても、借受者への指導責任はリース事業体が負う。

(4) リース物件の改造

- ・原契約では借受者によるリース物件の修理・改造、加工等の効果は無償でリース事業体に帰属するとしてあるが、借受者の申出を受けてリース事業体がリース物件の改造・加工等を行う場合もあるため、その旨を覚書で記載している。ただし、この場合、別途の契約が必要となり、本改造等に要した費用は借受者の負担となる。

(5) 漁船保険

- ・借受者は、リース物件に漁船保険（付保率100%）及び漁船船主責任保険（基本保険）を付保し、保険料を支払う。（漁船の固定資産税も借受者が納付する）
- ・借受者は、事故等が発生した場合、リース事業体に内容、措置を報告し、リース事業体はサポートに報告する。
- ・リース物件を借受者が修理したときは、漁船保険金を限度として修理に要した費用に充当する。（漁船保険金の請求・受領権を、リース事業体から借受者に委任する）
- ・借受者は、漁船保険加入状況の確認書を作成し、リース事業体を通じサポートに提出する。

(6) 漁業共済等

- ・借受者は、漁業共済、積立ぶらす、セーフティーネット事業に加入しなければならない。
- ・借受者は、漁業共済等加入状況の確認書を作成し、リース事業体を通じサポートに提出する。

(7) 団体信用厚生共済

- ・借受者若しくは連帯保証人は、サポートを被共済者とする団体信用共済契約を締結し、共済掛金を負担する。
- ・サポートが共済金を受領したときは、サポートの債務に支払があったものとみなし、利息等不足がある場合は、借受者若しくは連帯保証人が負担する。
- ・万一告知義務違反等により共済金の返還請求があった場合は、共済金充当前の債務全額を借受者若しくは連帯保証人が負担する。
- ・なお、相続人への相続（リース物件の引渡し）に際し、規定損害金等の支払義務は相続人に承継される。

以上

轉換率比最高時，其總轉換率僅為 1.07%，
這表示當土壤中微生物數量增加時，總轉換率並非
會隨之增加，而是會受到抑制。因此，土壤中微生物
數量的增加，並非土壤肥力增強的主要原因，這是由於
土壤中微生物數量的增加，會抑制土壤中微生物的活躍。

土壤中微生物數量增加時，其總轉換率會降低，這是由於土壤中微生物數量增加時，土壤中微生物的活躍程度會降低，因此，土壤中微生物數量的增加，並非土壤肥力增強的主要原因，這是由於土壤中微生物數量的增加，會抑制土壤中微生物的活躍。

土壤中微生物數量增加時，其總轉換率會降低，這是由於土壤中微生物數量增加時，土壤中微生物的活躍程度會降低，因此，土壤中微生物數量的增加，並非土壤肥力增強的主要原因，這是由於土壤中微生物數量的增加，會抑制土壤中微生物的活躍。

土壤中微生物數量增加時，其總轉換率會降低，這是由於土壤中微生物數量增加時，土壤中微生物的活躍程度會降低，因此，土壤中微生物數量的增加，並非土壤肥力增強的主要原因，這是由於土壤中微生物數量的增加，會抑制土壤中微生物的活躍。

土壤中微生物數量增加時，其總轉換率會降低，這是由於土壤中微生物數量增加時，土壤中微生物的活躍程度會降低，因此，土壤中微生物數量的增加，並非土壤肥力增強的主要原因，這是由於土壤中微生物數量的增加，會抑制土壤中微生物的活躍。

土壤中微生物數量增加時，其總轉換率會降低，這是由於土壤中微生物數量增加時，土壤中微生物的活躍程度會降低，因此，土壤中微生物數量的增加，並非土壤肥力增強的主要原因，這是由於土壤中微生物數量的增加，會抑制土壤中微生物的活躍。

[参考例]

漁業者の経営指導等に係る業務委託契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）及び一般社団法人水産業構造改革サポート（以下「乙」という）並びに〇〇〇リース事業体（以下「丙」という）が締結した〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付の「リース物件の転貸借に関する覚書（以下覚書という）」を受けて、〇〇漁業協同組合（以下「丁」という）と丙は、漁船リース事業に係る業務委託契約（以下「本契約」という）を次の通り締結する。

（委託業務）

第1条 丙は丁に対し、以下の業務（以下「本業務」という）を委託し、丁はこれを受託する。

- （1）甲の水揚・経営動向等に係る定期的な報告
- （2）甲の漁協事業の利用に関する定期的な報告
- （3）甲の経営等に変調が生じたときの速やかな報告
- （4）甲が改善計画を策定した場合の進捗管理及びその達成に向けた助言、助力等
- （5）甲との諸協議の場への同席等
- （6）甲に対する債権の督促・回収に係る助言、助力等
- （7）甲のリース物件の利用・管理状況の把握

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、上記覚書に規定する原契約（A）及び（B）のリース期間（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）と同一とする。ただし、リース期間中に原契約（A）及び（B）が終了したときは本契約は当然に失効する。

（協議）

第3条 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈等に疑義が生じたときは、丙丁は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、丙丁それぞれ各1通を保管する。

備考

委託料を定める場合、第4条として以下の規定を置くこととする。

(委託料)

第4条 本契約に基づく委託料は年額金〇〇〇〇円（消費税別）とする。

本契約に基づく委託料は、マッチング等に係る経費
ではないため、補助対象経費ではありません。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

丙 〇〇県〇〇市〇〇町・・・

〇〇リース事業体

代表 漁業次郎 印

丁 〇〇県〇〇市〇〇町・・・

〇〇漁業協同組合

代表 漁船一郎 印

リース契約書関連の資料構成

- | | |
|---|-------|
| (浜の扱い手漁船リース緊急事業) サポートを利用する場合 | 契約書関連 |
| <ul style="list-style-type: none">○ 契約要目表（A）（記入例）○ 契約要目表（A）・漁船リース契約書（A）○ 契約要目表（B）・漁船リース契約書（B） | |
|

 | |
| <ul style="list-style-type: none">○ 表 リース料計算書(A) 裏 利息・保証料計算書○ 表 リース料計算書(B) 裏 利息・保証料計算書 | |
|

 | |
| <ul style="list-style-type: none">○ リース契約書添付表の入力フォーマット○ <A 3のZ折> 同上 (事例) | |
|

 | |
| <ul style="list-style-type: none">○ リース物件の転貸借に関する覚書 | |
|

 | |
| (漁船漁業構造改革緊急事業向けの例) | |
| <ul style="list-style-type: none">○ 契約要目表・漁船リース契約書 | |

論語の「忠」の意味について

西園司洋一（東京農業大学）「孝悌が兄弟一を體とする到底」

（原入元）（著）著者簡介

（著）著者簡介

（著）著者簡介

（著）著者簡介

（著）著者簡介

（著）著者簡介

（著）著者簡介

（著）著者簡介

（著）著者簡介

（著）著者簡介

契 約 要 目 表 (A)

(記入例)

契約 No. _____

(1)	リース物件	○○○○		原則としてリース期間はリース事業体の借入金の返済期間と同一とする。	
	船名	○○○○			
	トン数	○○○○トン			
	購入価格	○○○○○○円 (うち消費税等額○○○○円)			
(2)	リース期間	リース物件借受証に記載の検査完了日を起算日として○○年○○ヶ月			
(3)	リース料(総額)	○○○○○○円 (うち消費税等額○○○○円)			
	リース料(各回)	リース料計算書のおりとする			
	利息・保証料(各回)	利息・保証料計算書のとおりとする			
(4)	リース料および利息・保証料の支払日	リース料計算書および利息・保証料計算書の支払日を振替日とする 口座振替			
(5)	前払リース料	支払日	○○○○○○	設定しない時は —— を記入。 (最終の○回分に充当)	
		支払金額	○○○○○○○○円		
(6)	引渡予定日	○○○○年○月○日			
(7)	販売者	○○造船			
(8)	引渡場所	○○漁港			
(9)	規定損害金	第16条により算出の額		リース料残高と支払利息・保証料の合計額	
(10)	損害保険	漁船保険、漁船船主責任保険			
(11)	使用目的	甲が営む○○漁業に供するための漁船の貸与			
(12)	特約事項	(譲渡条件)			
		① リース期間満了後、本契約に基づく甲の乙に対する全ての債務が履行された場合には、乙は本物件を甲に無償で譲渡します。			
		② 本物件の譲渡に伴い発生した諸費用は、甲の負担とします。			

7.1.1. $\mathcal{O}(\log \log n)$

As we have seen, the $\mathcal{O}(\log n)$ algorithm for the LCA problem can be easily modified to support $\mathcal{O}(1)$ time updates. This leads to an $\mathcal{O}(\log^2 n)$ algorithm for the LCA problem. We can do better by using a more sophisticated approach. In fact, we can achieve an $\mathcal{O}(\log \log n)$ algorithm for the LCA problem. The basic idea is to use a divide-and-conquer strategy. We start by dividing the tree into two halves. We then recursively solve the LCA problem for each half. Finally, we merge the results from the two halves to get the result for the entire tree. The key observation is that the merging step can be done in $\mathcal{O}(1)$ time. This is because the merging step only involves comparing the results from the two halves and taking the appropriate action. This leads to an $\mathcal{O}(\log \log n)$ algorithm for the LCA problem.

契 約 要 目 表 (A)

契約 No. _____

(1)	リース物件 船名		
	ト　ン　数		
	購入価格	円 (うち消費税等額 円)	
(2)	リース期間	リース物件借受証に記載の検査完了日を起算日として 年 ケ月	
(3)	リース料(総額)	円 (うち消費税等額 円)	
	リース料(各回) 利息・保証料(各回)	リース料計算書のとおりとする 利息・保証料計算書のとおりとする	
(4)	リース料および利息・保証料の支払日	リース料計算書および利息・保証料計算書の支払日を振替日とする 口座振替	
(5)	前払リース料	支払日	
		支払金額	円 (最終の回分に充当)
(6)	引渡予定日	年 月 日	
(7)	販売者		
(8)	引渡場所		
(9)	規定損害金	第16条により算出の額	
(10)	損害保険	漁船保険、漁船船主責任保険	
(11)	使用目的	甲が営む 漁業に供するための漁船の貸与	
(12)	特約事項	(譲渡条件)	
		① リース期間満了後、本契約に基づく甲の乙に対する全ての債務が履行された場合には、乙は本物件を甲に無償で譲渡します。 ② 本物件の譲渡に伴い発生した諸費用は、甲の負担とします。	

漁船リース契約書（A）

契約 No._____

年 月 日

甲) 借主

住所 _____

氏名 _____ 印

乙) 貸主

東京都千代田区内神田 1-1-12

一般社団法人 水産業構造改革サポート

代表理事長 大森 敏弘 印

連帯保証人

住所

氏名

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「長官通知」という）、水産業競争力強化緊急事業業務要領、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業周知事項のもと、次のとおりリース契約（以下「本契約」という）を締結し、その証として本書 2 通を作成し、各自記名捺印の上、甲、乙が各 1 通を保有します。

第 1 条（リース物件）

乙は、契約要目表（以下「表」という）（1）記載の甲指定のリース物件（以下「本物件」という）を甲にリース（賃貸）し、甲は本物件を借り受けます。なお、本契約は、本物件を買い受けた甲指定のリース事業者から乙が借り受け、乙が甲に転貸する契約です。

第 2 条（リース期間）

- 1 リース期間は表（2）のとおりとします。
- 2 甲は、本契約の締結日からリース期間が満了するまでの間、本契約を解除することはできません。

第 3 条（リース料）

甲は、表（3）記載のリース料を、表（4）記載の支払条件に従い乙に支払います。

第 4 条（前払リース料）

- 1 甲は、表（5）記載の前払リース料を、表（5）記載の支払日に乙に支払います。
- 2 前払リース料は無利息とし、又、表（5）記載のリース料の支払期日が到来した場合、自動的

にそのリース料に充当されるものとします。なお、甲は、前段に定める場合を除き、前払リース料の支払いをもってリース料その他の債務の履行を免れることはできません。

- 3 甲又は連帯保証人が第20条各号の一つにでも該当した場合、乙は、前項の規定に拘らず、且つ、事前の意思表示を要しないで前払リース料をもって任意にリース料その他甲に対する債権の全部又は一部に充当することができます。

第5条（使用目的）

本物件の使用目的は表（11）記載のとおりとし、甲はその使用目的外に本物件を使用しません。但し、次の何れかに該当する場合にはこの限りではありません。

- 1 本物件が法定耐用年数を経過し、且つ、甲が本物件の目的外使用について事前に書面により乙の承諾を得ていること
- 2 本物件が法定耐用年数を経過していないものの、目的外使用について農林水産大臣の承認を受けていること

第6条（本物件の引渡し）

- 1 本物件の引渡し予定日及び引渡し場所はそれぞれ表（6）及び（8）記載のとおりとします。
- 2 甲は、本物件の搬入を受けたときは、甲の費用で引渡し予定日までに本物件を検査し、瑕疵のないことを確認の上、検査完了日を記載したリース物件借受証を直ちに乙に交付します。本物件の引渡しはリース物件借受証の交付をもって検査完了日に完了したものとし、以後乙は、その引渡し責任を負いません。
- 3 甲は、本物件の搬入を受けたときから、前項による引渡しを完了するまで、善良な管理者の注意をもって販売者のために本物件を保管します。
- 4 販売者若しくは運送業者の都合、運送中の事故、その他乙に故意又は重大な過失が認められない事由によって、本物件の引渡しが遅延し又は不能となった場合は、乙はその責任を負いません。この場合、甲及び乙は、第1項の引渡し予定日の変更等について協議します。
- 5 甲は、本物件の引渡しを不適に拒み又は遅延させることはできません。

第7条（本物件の瑕疵）

- 1 前条による引渡しを完了した本物件について、規格、仕様、品質、性能、数量等に瑕疵があった場合並びに本物件の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は瑕疵担保責任、その他一切の責任を負いません。
- 2 前条第4項の場合又は前項の場合、甲は、甲が被った損害の回復等について、販売者との間で直接これを解決します。なお、この場合において甲が書面にて乙に請求したときは、乙は販売者に対して有する損害賠償請求権を甲に譲渡する手続きをとる等により甲に協力します。但し、甲は、販売者に対して権利行使する場合においても、リース料の支払い、その他本契約に基づく一切の債務の履行を免れることはできません。
- 3 第1項の場合に、甲が表（9）記載の規定損害金を乙に支払い、その他本契約に基づく一切の債務を履行したときは、本契約は終了します。
- 4 前項の場合、乙は、甲が書面にて請求した場合、販売者との本物件売買契約上の乙の地位を甲

に譲渡する手続きをとります。但し、第2項及び本項の場合、乙は販売者の履行能力及び譲渡にかかる権利の存否を担保しません。

第8条（所有権の表示及び使用、保守管理）

- 1 乙は、本物件に乙が所有権を有する旨の標識を貼付することができるものとし、又、甲は乙が要求したときは、乙の所有権標識を貼付します。甲は、リース期間中、この標識の貼付を維持します。
- 2 甲は、本物件を善良な管理者の注意をもって、本来の使用方法に従い使用し、又、本物件の保守管理及び使用に際しては関係諸法令及び官公庁の規則、指示、指導等を遵守します。
- 3 甲は、本物件が常に良好な使用状態及び機能を保つように保守、点検、整備等を行い、又、本物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず、速やかに本物件を修繕します。本物件の保守、点検、整備、修繕等の費用は全て甲が負担します。乙は本物件の保守、点検、整備、修繕等につき何ら責任を負いません。
- 4 甲は、本物件に対して第三者より乙の所有権を侵害する行為又は強制執行その他法的、事実的侵害を受けないように本物件を保全するとともに、そのような事態が生じたときは、直ちに乙に通知し、且つ、本物件が乙の所有物であることを主張する等の方法により、速やかにその事態を解消します。

第9条（損害保険）

- 1 甲は、リース期間中に継続して本物件に対して、漁船保険を付保することにします。
- 2 本物件に保険事故が発生した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、損害保険金の受取りに必要な一切の書類を乙に交付します。
- 3 前項により損害保険金が乙に支払われたときは、次の定めに従います。但し、甲に故意又は重大な過失がある場合には、この限りではありません。
 - (1) 本物件が修理可能な場合には、乙は、甲が本物件を修理したときに限り、乙が受領した損害保険金を限度として、甲が支出した修理費用を甲に支払います。
 - (2) 本物件が滅失し又は毀損して修理不能となった場合には、甲は乙に支払われた損害保険金の限度において第16条に規定する規定損害金の支払義務を免れます。
- 4 本条第2項及び第3項の規定にかかわらず、甲は全損あるいは未修繕分損以外の損害については、損害保険金の受け取りに必要な一切の書類を乙に交付することなしに、乙の委任により甲自らを保険金受取人とすることができます。
- 5 甲は、本条第1項の保険契約を締結した後は、その保険内容を遅滞なく乙に通知しなければなりません。

第10条（乙の承諾を必要とする行為）

甲は、事前に書面により乙の承諾を得なければ、次の行為をすることができません。
なお、法定耐用年数以内に行われる場合には農林水産大臣の承認を得なければなりません。

- 1 本物件について改造、加工等を行い、本物件の現状を変更すること
- 2 本契約に基づく権利を譲渡し又は本物件を第三者に転貸すること

第11条（点検、修理の帰属）

- 1 乙は何時でも、本物件を点検することができます。又、乙が要求したときは、甲は本物件の現状並びに稼働状況を乙に報告し、本物件の現状又は稼働状況に関する書類を乙に提出します。
- 2 甲による本物件の修理又は改造、加工等の効果（付加された部品その他の動産の所有権を含む）は無償で乙に帰属し、甲は乙に対して有益費、必要費、その他何らの金員を請求しません。但し、乙が書面により甲の所有権を認めた動産は除きます。

第12条（通知、報告義務）

- 1 甲は次の場合、乙に対し直ちにその旨を書面にて通知します。
 - (1) 甲又は連帯保証人が氏名、商号、代表者又は住所を変更したとき
 - (2) 甲又は連帯保証人の事業内容に重要な変更があったとき
 - (3) 本物件に盜難、滅失、毀損等の事故が発生したとき
 - (4) 本物件自体又はその使用若しくは保管等に起因して第三者に損害を与えたとき
 - (5) 甲又は連帯保証人に第20条第1号から第9号までの事由が発生したとき
- 2 甲は乙から要求があった場合には、その事業の状況を説明し、計算書類、附属明細書、その他甲の営業状況を示す書類を乙に提出します。
- 3 甲は次の各号の事由（以下「重要事項変更事由」という）の何れかに該当する場合は、乙の要求に基づき、月次決算内容、業績予測、資金繰状況、借財、重要顧客との取引状況、重要な資産の状況、子会社の取引内容、子会社への貸付・保証等の情報を乙に対して提出します。
 - (1) 本契約締結時において甲に親会社又は支配株主が存在する場合においては、親会社又は支配株主の甲に対する議決権が過半数を下回っているとき
 - (2) 甲において吸収合併、会社分割、重要と認められる事業譲渡、株式交換、株式移転、会社組織変更等、会社の基礎に法的変更が行われたとき
 - (3) 甲において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生したとき
 - (4) 甲又は甲の親会社が上場会社である場合においては、甲又は甲の親会社発行の株価が旧額面金額の倍額の金額を下回ったとき、又は、甲又は甲の親会社の上場廃止が決定したとき
- 4 重要事項変更事由の何れかの事由が発生した場合、乙は甲に対して次の何れか一つ又は複数の事項の履行を請求することができます。
 - (1) リース料支払いのために、リース料並びに消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等額」という）の合計額を額面金額とし、各支払期日を満期日とする約束手形を甲が乙に振出交付すること
 - (2) 支払総額を変更せずにリース料金額及び支払期間を乙の指定する内容に変更すること
 - (3) リース料1回分を上限とする前払リース料を乙に支払うこと
 - (4) 甲が第三者に対して有する売掛債権等を乙に譲渡すること

第13条（費用負担）

- 1 甲は、本契約の締結及び本契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
- 2 乙が本契約に基づく権利を保全、回復又は行使するために支出した一切の費用（弁護士報酬を含む）は甲が負担し、乙の請求に従いこれを支払います。

- 3 甲は、消費税等額を除いて、本物件の取得、所有、保管、使用及び本契約に基づく取引に課せられ、又は課されることのある登録免許税、固定資産税等の諸税相当額を名義人の如何に拘らず負担します。また、甲は、利息・保証料計算書記載の利息・保証料を乙に支払います。
- 4 乙が前項の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲はこれを乙の請求に従い乙に支払います。又、乙が利息・保証料を支払うこととなったときは、甲はこれを乙の請求に従い乙に支払います。
- 5 長官通知の「9-1 水産業競争力強化緊急事業（3）事業の内容等 イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（タ）助成金の返還」に基づき、事業実施主体より助成金の全部又は一部の返還が命じられた場合には、甲は、乙の請求に従い、当該金額を乙に支払います。

第 14 条（相殺禁止）

甲は、本契約に基づく債務を乙又は乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第 15 条（譲渡、担保権設定等の禁止）

甲は、本物件を第三者に譲渡し又は本物件について質権、抵当権、譲渡担保権その他一切の権利を設定することはできません。

第 16 条（規定損害金）

- 1 表（9）記載の規定損害金は、規定損害金請求時におけるリース料残高及び支払利息・保証料合計額とします。
- 2 長官通知の「9-1 水産業競争力強化緊急事業（3）事業の内容等 イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（タ）助成金の返還」に定める助成金の全部又は一部の返還が生じる場合は、甲は当該規定損害金とは別にこれを乙に支払います。

第 17 条（本物件の滅失、毀損）

地震等の天災地変、盗難、その他乙の責めによらない事由により本物件が滅失した場合又は本物件が毀損して修理不能となった場合は、甲は直ちに表（9）記載の規定損害金を一括現金により乙に支払います。本契約は、甲がその規定損害金を支払ったときに終了します。

第 18 条（本物件の使用に起因する損害）

甲は、本物件自体又はその保管、若しくは運航に起因して第三者に物的又は人的損害を与えた場合は、その原因の如何を問わず、甲の費用と責任においてこれを解決するものとし、乙に損害が生じたときは、甲はこれを賠償します。

第 19 条（本物件の返還）

- 1 本契約が解除により終了したときは、甲は、本物件の通常の使用による損耗又は摩耗及び第 10 条第 1 項により乙が認めた改造等を除き、本物件を甲の費用で原状に回復し、乙の指定する場所に返還します。

- 2 前項に基づく本物件の撤去、運送等に要する諸費用は甲が負担します。
- 3 甲が本物件の返還を怠ったときは、乙又は乙の代理人は通知、催告をすることなく、本物件の所在場所に立ち入り、本物件の占有を回復してこれを搬出することができます。その搬出費用は甲が負担します。
- 4 本物件の返還を遅延した場合、甲は、本物件の返還を完了するまでリース料相当額の損害金を乙に支払います。
- 5 甲は、本物件の返還を完了するまで、本契約に定められた全ての義務を履行します。

第 20 条（期限の利益の喪失）

甲又は連帯保証人が次の各号の一つにでも該当し、乙が請求したときは、甲は本契約に基づく期限の利益を喪失し、直ちに残存リース料全額を一括現金にて乙に支払います。

- (1) リース料の支払いを1回でも怠ったとき
- (2) 本契約の条項又は本契約以外の乙との取引約定に違反したとき
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立又は租税公課の滞納処分若しくは保全差押を受けたとき
- (4) 支払停止の状態に陥り又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立を受け若しくはこれらの申立をしたとき
- (5) 小切手若しくは手形の不渡又は電子記録債権の不払いを1回でも発生させたとき
- (6) 営業を廃止若しくは解散の決議をしたとき、又は官公庁から営業許可の取消、業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき
- (7) 監査報告書に継続企業の前提に関わる限定意見を付されたとき
- (8) 第12条第4項の乙による履行請求に甲が応じないとき
- (9) 後見、保佐、補助開始の審判を受けたとき、死亡したとき又は刑事上の訴追を受けたとき
- (10) 営業が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第 21 条（契約解除、清算）

- 1 甲又は連帯保証人が前条各号の一つにでも該当したときは、乙は催告を要しないで本契約を解除することができます。
- 2 前項により本契約が解除された場合、甲は直ちに本物件を返還し、且つ、表(9)記載の規定損害金を一括現金にて乙に支払います。なお、乙が甲よりリース料支払いのために約束手形の交付を受けていたときは、未決済の約束手形は規定損害金の担保手形とみなします。
- 3 本物件が返還され、且つ、規定損害金の全額が乙に支払われたときは、乙はその金額を限度として、本物件の処分金額又は評価額（但し、処分又は評価に要した費用を控除した後の金額とする）から規定損害金を差引いた金額を甲に返還します。
- 4 契約を解除し、リース物件を売却したときは、甲は売却代金を限度に第16条に規定する規定損害金の支払義務を免れます。
- 5 第25条の規定により甲の乙に対する一切の債務が弁済されたときは、表(12)の特約条項（譲渡条件）は甲の相続人に準用します。なお、第16条による支払義務は相続人に承継されます。

第 22 条（遅延損害金）

甲がリース料、その他本契約に基づく乙に対する金銭の支払いを怠ったとき、又は乙が甲のために費用の立替払いをしたときであって、乙が請求したときは、甲は、遅延期間中又は立替払日から完済にいたるまで、年率 10.95%（1 年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第 23 条（弁済の充当）

本契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りない場合、乙は乙が適當と認める順序及び方法により充当できるものとし、甲はその充当につき異議を述べません。

第 24 条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、本契約の各条項を承認し、本契約に基づき甲が乙に対して負担する一切の債務につき、甲と連帯して保証債務を負い、その履行の責に任じます。
- 2 連帯保証人は、乙がその都合によって、担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- 3 連帯保証人は、保証債務を履行した場合、代位によって乙から取得した権利は、乙の同意がなければこれを行使しません。もし乙の請求があれば、その権利又は順位を乙に無償で譲渡します。

第 25 条（団体信用厚生共済）

- 1 甲及び連帯保証人は、甲が本契約に基づいて負担する一切の債務につき、甲を被共済者とし乙を共済契約者並びに共済金の受取人とする団体信用厚生共済契約を締結することに同意します。この場合、甲は乙が請求する共済掛金を支払います。
- 2 共済金額は、甲が乙に対して負担する債務額を基準とし、その算定は乙所定の計算方法によることに同意します。
- 3 甲が乙に対して負担する債務の存続する間、この共済契約に定める共済事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知のうえ、その指示に従うものとします。
- 4 乙が共済金を受領したときは、受領金相当額の乙に対する債務につき、期限のいかんに拘わらず、リース料支払いがあったものとみなして乙において所定の手続に従い取り扱うことに同意します。この場合、共済事故発生日の翌日以降の利息その他の費用等不足する金額については乙から請求あり次第直ちに支払います。
- 5 前項の場合、万一甲の告知義務違反等により、乙が受領した共済金の返還を請求されたときは、共済金をリース料の支払いに充当する前の残債務全額を乙から請求あり次第直ちに支払います。
- 6 万一甲の告知義務違反等により、共済金が支払われないときは、期限のいかんに拘わらず、残債務全額を乙から請求あり次第直ちに支払います。
- 7 連帯保証人は、甲が団体信用厚生共済の約款に定める事由その他の事由によって団体信用厚生共済から脱退しても、それを理由に免責の請求はしないものとします。
- 8 連帯保証人が、本契約に基づくリース料の全部または一部を支払ったときは、共済金の支払請求権は代位の対象とならないことを承認します。

第 26 条（管轄裁判所の合意）

甲、乙及び連帯保証人は本契約に関する全ての訴訟について、乙の選択に従い、東京地方裁判所、東京簡易裁判所又は甲の住所を管轄する地方裁判所若しくは甲の住所を管轄する簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第 27 条（通知の効力）

乙が本契約に関連して甲又は連帯保証人に対して発した書面が、本契約書に記載された住所あるいは甲又は連帯保証人から通知を受けた住所宛に差し出されたにも拘らず、到着しないとき又は延着したときは、当該書面は、通常到着すべきときに到達したものとみなします。

第 28 条（公正証書の作成）

甲及び連帯保証人は、乙が要求したときは、本契約を強制執行認諾文言を付した公正証書とします。この公正証書の作成費用は甲が負担します。

第 29 条（特約事項）

表（12）に特約事項を規定した場合は、本契約の一部となり、他の条項と抵触するときは、この特約事項が優先します。

第 30 条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び連帯保証人は、本契約の締結日において、自己及び自己の役員につき次の各号が真実であることを表明し、且つ、将来にわたっても次の各号を維持することを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、政治運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当していないこと
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有していないこと
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有していないこと
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力の威力を利用していると認められる関係を有していないこと
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有していないこと
 - (6) 前各号の他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 2 甲及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為

- 3 甲又は連帯保証人が前二項に違反した場合（第1項に基づく表明が虚偽であった場合及び甲又は連帯保証人の役員が前項各号いずれかの行為を行った場合を含む）、乙は催告を要しないで本契約を解除することができます。なお、この場合、甲は乙が被った損害（規定損害金を含む）を賠償します。
- 4 乙は、本契約の締結日において、乙及び乙の役員につき第1項各号が真実であることを表明し、且つ、将来にわたっても第1項各号を維持すること及び自ら又は第三者を利用して第2項各号を行わないことを確約します。
- 5 乙が前項に違反した場合（前項に基づく表明が虚偽であった場合及び乙の役員が第2項各号の何れかの行為を行った場合を含む）、甲は催告を要しないで本契約を解除することができます。なお、この場合、乙は甲が被った損害を賠償します。
- 6 第3項又は前項に基づき本契約が解除された場合であっても、本契約を解除した者は相手方に對して損害賠償その他一切の責任を負いません。

契 約 要 目 表 (B)

契約 No. _____

(1)	リース物件 船名 ト　ン　数 購入価格	円 (うち消費税等額　円)	
(2)	リース期間	リース物件借受証に記載の検査完了日を起算日として　年　ヶ月	
(3)	リース料 (総額) リース料 (各回) 利息・保証料 (各回)	円 (うち消費税等額　円) リース料計算書のとおりとする 利息・保証料計算書のとおりとする	
(4)	リース料および利息・保証料の支払日	リース料計算書および利息・保証料計算書の支払日を振替日とする 口座振替	
(5)	前払リース料	支払日 支払金額	円 (最終の　回分に充当)
(6)	引渡予定日	年　月　日	
(7)	販売者		
(8)	引渡場所		
(9)	規定損害金	第16条により算出の額	
(10)	損害保険	漁船保険、漁船船主責任保険	
(11)	使用目的	転借人が営む　漁業に供するための漁船の貸与	
(12)	特約事項	<p>(転貸特約)</p> <p>① 乙は、甲が本物件を次の者（以下丙という）に対して転貸することを承諾します。 転借人（丙）：</p> <p>② 甲は、転貸承諾に拘らず、本契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を免れるものではないことを確認します。</p> <p>(譲渡条件)</p> <p>① リース期間満了後、本契約に基づく甲の乙に対する全ての債務が履行された場合には、乙は本物件を甲に無償で譲渡します。</p> <p>② 本物件の譲渡に伴い発生した諸費用は、甲の負担とします。</p>	

漁船リース契約書（B）

契約 No. _____
年 月 日

甲) 借主 連帯保証人

東京都千代田区内神田 1-1-12
一般社団法人 水産業構造改革サポート
代表理事長 大森 敏弘 印

乙) 貸主

住 所
名 称
代表者 印

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「長官通知」という）、水産業競争力強化緊急事業業務要領、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業周知事項のもと、次のとおりリース契約（以下「本契約」という）を締結し、その証として本書 2 通を作成し、各自記名捺印の上、甲、乙が各 1 通を保有します。

第 1 条（リース物件）

乙は、契約要目表（以下「表」という）（1）記載の甲指定のリース物件（以下「本物件」という）を甲にリース（賃貸）し、甲は本物件を借り受けます。

第2条（リース期間）

- 1 リース期間は表（2）のとおりとします。
- 2 甲は、本契約の締結日からリース期間が満了するまでの間、本契約を解除することはできません。

第3条（リース料）

甲は、表（3）記載のリース料を、表（4）記載の支払条件に従い乙に支払います。

第4条（前払リース料）

- 1 甲は、表（5）記載の前払リース料を、表（5）記載の支払日に乙に支払います。
- 2 前払リース料は無利息とし、又、表（5）記載のリース料の支払期日が到来した場合、自動的にそのリース料に充当されるものとします。なお、甲は、前段に定める場合を除き、前払リース料の支払いをもってリース料その他の債務の履行を免れることはできません。
- 3 甲又は連帯保証人が第20条各号の一つにでも該当した場合、乙は、前項の規定に拘らず、且つ、事前の意思表示を要しないで前払リース料をもって任意にリース料その他甲に対する債権の全部又は一部に充当することができます。

第5条（使用目的）

本物件の使用目的は表（11）記載のとおりとし、甲はその使用目的外に本物件を使用しません。但し、次の何れかに該当する場合にはこの限りではありません。

- 1 本物件が法定耐用年数を経過し、且つ、甲が本物件の目的外使用について事前に書面により乙の承諾を得ていること
- 2 本物件が法定耐用年数を経過していないものの、目的外使用について農林水産大臣の承認を受けていること

第6条（本物件の引渡）

- 1 本物件の引渡予定日及び引渡場所はそれぞれ表（6）及び（8）記載のとおりとします。
- 2 甲は、本物件の搬入を受けたときは、甲の費用で引渡予定日までに本物件を検査し、瑕疵のないことを確認の上、検査完了日を記載したリース物件借受証を直ちに乙に交付します。本物件の引渡はリース物件借受証の交付をもって検査完了日に完了したものとし、以後乙は、その引渡責任を負いません。
- 3 甲は、本物件の搬入を受けたときから、前項による引渡を完了するまで、善良な管理者の注意をもって販売者のために本物件を保管します。
- 4 販売者若しくは運送業者の都合、運送中の事故、その他乙に故意又は重大な過失が認められない事由によって、本物件の引渡が遅延し又は不能となった場合は、乙はその責任を負いません。この場合、甲及び乙は、第1項の引渡予定日の変更等について協議します。
- 5 甲は、本物件の引渡を不当に拒み又は遅延させることはできません。

第7条（本物件の瑕疵）

- 1 前条による引渡を完了した本物件について、規格、仕様、品質、性能、数量等に瑕疵があった場合並びに本物件の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は瑕疵担保責任、その他一切の責任を負いません。
- 2 前条第4項の場合又は前項の場合、甲は、甲が被った損害の回復等について、販売者との間で直接これを解決します。なお、この場合において甲が書面にて乙に請求したときは、乙は販売者に対して有する損害賠償請求権を甲に譲渡する手続きをとる等により甲に協力します。但し、甲は、販売者に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他本契約に基づく一切の債務の履行を免れることはできません。
- 3 第1項の場合に、甲が表（9）記載の規定損害金を乙に支払い、その他本契約に基づく一切の債務を履行したときは、本契約は終了します。
- 4 前項の場合、乙は、甲が書面にて請求した場合、販売者との本物件売買契約上の乙の地位を甲に譲渡する手続きをとります。但し、第2項及び本項の場合、乙は販売者の履行能力及び譲渡にかかる権利の存否を担保しません。

第8条（所有権の表示及び使用、保守管理）

- 1 乙は、本物件に乙が所有権を有する旨の標識を貼付することができるものとし、又、甲は乙が要求したときは、乙の所有権標識を貼付します。甲は、リース期間中、この標識の貼付を維持します。
- 2 甲は、本物件を善良な管理者の注意をもって、本来の使用方法に従い使用し、又、本物件の保守管理及び使用に際しては関係諸法令及び官公庁の規則、指示、指導等を遵守します。
- 3 甲は、本物件が常に良好な使用状態及び機能を保つように保守、点検、整備等を行い、又、本物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず、速やかに本物件を修繕します。本物件の保守、点検、整備、修繕等の費用は全て甲が負担します。乙は本物件の保守、点検、整備、修繕等につき何ら責任を負いません。
- 4 甲は、本物件に対して第三者より乙の所有権を侵害する行為又は強制執行その他法的、事実的侵害を受けないように本物件を保全するとともに、そのような事態が生じたときは、直ちに乙に通知し、且つ、本物件が乙の所有物であることを主張する等の方法により、速やかにその事態を解消します。

第9条（損害保険）

- 1 甲は、リース期間中に継続して本物件に対して、漁船保険を付保することにします。
- 2 本物件に保険事故が発生した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、損害保険金の受取りに必要な一切の書類を乙に交付します。
- 3 前項により損害保険金が乙に支払われたときは、次の定めに従います。但し、甲に故意又は重大な過失がある場合には、この限りではありません。
 - (1) 本物件が修理可能な場合には、乙は、甲が本物件を修理したときに限り、乙が受領した損害保険金を限度として、甲が支出した修理費用を甲に支払います。
 - (2) 本物件が滅失し又は毀損して修理不能となった場合には、甲は乙に支払われた損害保険金の限

度において第16条に規定する規定損害金の支払義務を免れます。

- 4 本条第2項及び第3項の規定にかかわらず、甲は全損あるいは未修繕分損以外の損害については、損害保険金の受け取りに必要な一切の書類を乙に交付することなしに、乙の委任により甲自らを保険金受取人とすることができます。
- 5 甲は、本条第1項の保険契約を締結した後は、その保険内容を遅滞なく乙に通知しなければなりません。

第10条（乙の承諾を必要とする行為）

- 甲は、事前に書面により乙の承諾を得なければ、次の行為をすることができません。
- なお、法定耐用年数以内に行われる場合には農林水産大臣の承認を得なければなりません。
- 1 本物件について改造、加工等を行い、本物件の現状を変更すること
 - 2 本契約に基づく権利を譲渡し又は本物件を第三者に転貸すること

第11条（点検、乙の権利譲渡、修理の帰属）

- 1 乙は何時でも、本物件を点検することができます。又、乙が要求したときは、甲は本物件の現状並びに稼働状況を乙に報告し、本物件の現状又は稼働状況に関する書類を乙に提出します。
- 2 乙は、本契約に基づく権利を第三者に譲渡することができます。
- 3 乙は、本物件の所有権を本契約に基づく乙の地位とともに第三者に譲渡することができるものとし、甲はこれについて予め承諾します。
- 4 甲による本物件の修理又は改造、加工等の効果（付加された部品その他の動産の所有権を含む）は無償で乙に帰属し、甲は乙に対して有益費、必要費、その他何らの金員を請求しません。但し、乙が書面により甲の所有権を認めた動産は除きます。

第12条（通知、報告義務）

- 1 甲は次の場合、乙に対し直ちにその旨を書面にて通知します。
 - (1) 甲又は連帯保証人が氏名、商号、代表者又は住所を変更したとき
 - (2) 甲又は連帯保証人の事業内容に重要な変更があったとき
 - (3) 本物件に盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき
 - (4) 本物件自体又はその使用若しくは保管等に起因して第三者に損害を与えたとき
 - (5) 甲又は連帯保証人に第20条第1号から第9号までの事由が発生したとき
- 2 甲は乙から要求があった場合には、その事業の状況を説明し、計算書類、附属明細書、その他甲の営業状況を示す書類を乙に提出します。
- 3 甲は次の各号の事由（以下「重要事項変更事由」という）の何れかに該当する場合は、乙の要求に基づき、月次決算内容、業績予測、資金繰状況、借財、重要顧客との取引状況、重要な資産の状況、子会社の取引内容、子会社への貸付・保証等の情報を乙に対して提出します。
 - (1) 本契約締結時において甲に親会社又は支配株主が存在する場合においては、親会社又は支配株主の甲に対する議決権が過半数を下回っているとき
 - (2) 甲において吸収合併、会社分割、重要と認められる事業譲渡、株式交換、株式移転、会社組織変更等、会社の基礎に法的変更が行われたとき

- (3) 甲において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生したとき
 - (4) 甲又は甲の親会社が上場会社である場合においては、甲又は甲の親会社発行の株価が旧額面金額の倍額の金額を下回ったとき、又は、甲又は甲の親会社の上場廃止が決定したとき
- 4 重要事項変更事由の何れかの事由が発生した場合、乙は甲に対して次の何れか一つ又は複数の事項の履行を請求することができます。
- (1) リース料支払いのために、リース料並びに消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等額」という）の合計額を額面金額とし、各支払期日を満期日とする約束手形を甲が乙に振出交付すること
 - (2) 支払総額を変更せずにリース料金額及び支払期間を乙の指定する内容に変更すること
 - (3) リース料1回分を上限とする前払リース料を乙に支払うこと
 - (4) 甲が第三者に対して有する売掛債権等を乙に譲渡すること

第13条（費用負担）

- 1 甲は、本契約の締結及び本契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
- 2 乙が本契約に基づく権利を保全、回復又は行使するために支出した一切の費用（弁護士報酬を含む）は甲が負担し、乙の請求に従いこれを支払います。
- 3 甲は、消費税等額を除いて、本物件の取得、所有、保管、使用及び本契約に基づく取引に課せられ、又は課されることのある登録免許税、固定資産税等の諸税相当額を名義人の如何に拘らず負担します。また、甲は、利息・保証料計算書記載の利息・保証料を乙に支払います。
- 4 乙が前項の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲はこれを乙の請求に従い乙に支払います。又、乙が利息・保証料を支払うこととなったときは、甲はこれを乙の請求に従い乙に支払います。
- 5 長官通知の「9-1 水産業競争力強化緊急事業（3）事業の内容等 イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（タ）助成金の返還」に基づき、事業実施主体より助成金の全部又は一部の返還が命じられた場合には、甲は、乙の請求に従い、当該金額を乙に支払います。

第14条（相殺禁止）

甲は、本契約に基づく債務を乙又は乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第15条（譲渡、担保権設定等の禁止）

- 1 甲は、本物件を第三者に譲渡し又は本物件について質権、抵当権、譲渡担保権その他一切の権利を設定することはできません。
- 2 乙は、甲の承諾を得ることなく、本物件を第三者に対し担保に供することはできません。

第16条（規定損害金）

- 1 表（9）記載の規定損害金は、規定損害金請求時におけるリース料残高及び支払利息・保証料合計額とします。
- 2 長官通知の「9-1 水産業競争力強化緊急事業（3）事業の内容等 イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（タ）助成金の返還」に定める助成金の全部又は一部の返還が生じる場合は、甲は

当該規定損害金とは別にこれを乙に支払います。

第 17 条（本物件の滅失、毀損）

地震等の天災地変、盗難、その他乙の責めによらない事由により本物件が滅失した場合又は本物件が毀損して修理不能となった場合は、甲は直ちに表（9）記載の規定損害金を一括現金により乙に支払います。本契約は、甲がその規定損害金を支払ったときに終了します。

第 18 条（本物件の使用に起因する損害）

甲は、本物件自体又はその保管、若しくは運航に起因して第三者に物的又は人的損害を与えた場合は、その原因の如何を問わず、甲の費用と責任においてこれを解決するものとし、乙に損害が生じたときは、甲はこれを賠償します。

第 19 条（本物件の返還）

- 1 本契約が解除により終了したときは、甲は、本物件の通常の使用による損耗又は摩耗及び第 10 条第 1 項により乙が認めた改造等を除き、本物件を甲の費用で原状に回復し、乙の指定する場所に返還します。
- 2 前項に基づく本物件の撤去、運送等に要する諸費用は甲が負担します。
- 3 甲が本物件の返還を怠ったときは、乙又は乙の代理人は通知、催告をすることなく、本物件の所在場所に立ち入り、本物件の占有を回復してこれを搬出することができます。その搬出費用は甲が負担します。
- 4 本物件の返還を遅延した場合、甲は、本物件の返還を完了するまでリース料相当額の損害金を乙に支払います。
- 5 甲は、本物件の返還を完了するまで、本契約に定められた全ての義務を履行します。

第 20 条（期限の利益の喪失）

甲又は連帯保証人が次の各号の一つにでも該当し、乙が請求したときは、甲は本契約に基づく期限の利益を喪失し、直ちに残存リース料全額を一括現金にて乙に支払います。

- (1) リース料の支払いを 1 回でも怠ったとき
- (2) 本契約の条項又は本契約以外の乙との取引約定に違反したとき
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立又は租税公課の滞納処分若しくは保全差押を受けたとき
- (4) 支払停止の状態に陥り又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立を受け若しくはこれらの申立をしたとき
- (5) 小切手若しくは手形の不渡又は電子記録債権の不払いを 1 回でも発生させたとき
- (6) 営業を廃止若しくは解散の決議をしたとき、又は官公庁から営業許可の取消、業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき
- (7) 監査報告書に継続企業の前提に関わる限定意見を付されたとき
- (8) 第 12 条第 4 項の乙による履行請求に甲が応じないとき
- (9) 後見、保佐、補助開始の審判を受けたとき、死亡したとき又は刑事上の訴追を受けたとき

(10) 営業が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第 21 条（契約解除、清算）

- 1 甲又は連帯保証人が前条各号の一つにでも該当したときは、乙は催告を要しないで本契約を解除することができます。
- 2 前項により本契約が解除された場合、甲は直ちに本物件を返還し、且つ、表（9）記載の規定損害金を一括現金にて乙に支払います。なお、乙が甲よりリース料支払いのために約束手形の交付を受けていたときは、未決済の約束手形は規定損害金の担保手形とみなします。
- 3 本物件が返還され、且つ、規定損害金の全額が乙に支払われたときは、乙はその金額を限度として、本物件の処分金額又は評価額（但し、処分又は評価に要した費用を控除した後の金額とする）から規定損害金を差引いた金額を甲に返還します。
- 4 契約を解除し、リース物件を売却したときは、甲は売却代金を限度に第 16 条に規定する規定損害金の支払義務を免れます。

第 22 条（遅延損害金）

甲がリース料、その他本契約に基づく乙に対する金銭の支払いを怠ったとき、又は乙が甲のために費用の立替払いをしたときであって、乙が請求したときは、甲は、遅延期間中又は立替払日から完済にいたるまで、年率 10.95%（1 年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第 23 条（弁済の充当）

本契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りない場合、乙は乙が適当と認める順序及び方法により充当できるものとし、甲はその充当につき異議を述べません。

第 24 条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、本契約の各条項を承認し、本契約に基づき甲が乙に対して負担する一切の債務につき、甲と連帯して保証債務を負い、その履行の責に任じます。
- 2 連帯保証人は、乙がその都合によって、担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- 3 連帯保証人は、保証債務を履行した場合、代位によって乙から取得した権利は、乙の同意がなければこれを行使しません。もし乙の請求があれば、その権利又は順位を乙に無償で譲渡します。

第 25 条（管轄裁判所の合意）

甲、乙及び連帯保証人は本契約に関する全ての訴訟について、乙の選択に従い、東京地方裁判所、東京簡易裁判所又は甲の住所を管轄する地方裁判所若しくは甲の住所を管轄する簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第 26 条（通知の効力）

乙が本契約に関連して甲又は連帯保証人に対して発した書面が、本契約書に記載された住所あ

るいは甲又は連帯保証人から通知を受けた住所宛に差し出されたにも拘らず、到着しないとき又は延着したときは、当該書面は、通常到着すべきときに到達したものとみなします。

第 27 条（公正証書の作成）

甲及び連帯保証人は、乙が要求したときは、本契約を強制執行認諾文言を付した公正証書とします。この公正証書の作成費用は甲が負担します。

第 28 条（特約事項）

表（12）に特約事項を規定した場合は、本契約の一部となり、他の条項と抵触するときは、この特約事項が優先します。

第 29 条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び連帯保証人は、本契約の締結日において、自己及び自己の役員につき次の各号が真実であることを表明し、且つ、将来にわたっても次の各号を維持することを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、政治運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当していないこと
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有していないこと
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有していないこと
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力の威力を利用していると認められる関係を有していないこと
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有していないこと
 - (6) 前各号の他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 2 甲及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為
- 3 甲又は連帯保証人が前二項に違反した場合（第 1 項に基づく表明が虚偽であった場合及び甲又は連帯保証人の役員が前項各号いずれかの行為を行った場合を含む）、乙は催告を要しないで本契約を解除することができます。なお、この場合、甲は乙が被った損害（規定損害金を含む）を賠償します。
- 4 乙は、本契約の締結日において、乙及び乙の役員につき第 1 項各号が真実であることを表明し、且つ、将来にわたっても第 1 項各号を維持すること及び自ら又は第三者を利用して第 2 項各号を行わないことを確約します。

（二）甲の権利

- 5 乙が前項に違反した場合（前項に基づく表明が虚偽であった場合及び乙の役員が第2項各号の何れかの行為を行った場合を含む）、甲は催告を要しないで本契約を解除することができます。なお、この場合、乙は甲が被った損害を賠償します。
- 6 第3項又は前項に基づき本契約が解除された場合であっても、本契約を解除した者は相手方に對して損害賠償その他一切の責任を負いません。

漁船リース契約書(A) リース料計算書

一般社団法人 水産業構造改革サポート 領中

契約No.

契約日 年 月 日

住所

支払日は12日とし、当日が休日の場合は翌営業日とする。

印

氏名

回数	支払年月日	リース料	(前払リース料による充当)	リース料残高
リース契約開始日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
譲渡代金による相殺	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
助成金による充当	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
第1回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第2回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第3回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第4回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第5回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第6回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第7回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第8回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第9回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第10回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第11回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第12回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第13回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第14回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第15回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第16回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第17回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第18回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第19回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第20回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第21回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第22回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第23回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
第24回リース料	平成〇〇年〇〇月12日			
リース料(小計)		-		
合 計 :	リース料(総額)			

利息・保証料計算書 (A)

回数	支払年月日	支 払 額			残 高		⑥合計 (④+⑤)
		①利息	②保証料	③合計 (①+②)	④利息	⑤保証料	
①一入契約開始日							
第 1 回	平成〇年〇月〇日	-	-	-	-	-	
第 2 回	平成〇年〇月〇日	-	-	-	-	-	
第 3 回	平成〇年〇月〇日	-	-	-	-	-	
第 4 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 5 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 6 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 7 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 8 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 9 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 10 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 11 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 12 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 13 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 14 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 15 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 16 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 17 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 18 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 19 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 20 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 21 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 22 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 23 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
第 24 回	平成〇年〇月 12 日	-	-	-	-	-	
		合計					

漁船リース契約書(B) リース料計算書

契約No.

契約日 年 月 日

御中

支払日は25日とし、当日が休日の場合は翌営業日とする。

東京都千代田区内神田1-1-12
一般社団法人 水産業構造改革サポート

回数	支払年月日	リース料	(前払リース料による充当)	リース料残高
リース契約開始日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
譲渡金による相殺	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
助成金による充当	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
第1回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第2回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第3回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第4回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第5回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第6回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第7回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第8回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第9回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第10回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第11回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第12回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第13回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第14回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第15回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第16回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第17回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第18回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第19回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第20回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第21回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第22回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第23回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
第24回リース料	平成〇〇年〇〇月 25日			
リース料(小計)				
合 計 :	リース料(総額)			

利息・保証料計算書 (B)

回数	支払年月日	①利息	支払額	③合計 (①+②)		④利息	⑤保証料	⑥合計 (④+⑤)
				②保証料	高 残			
①一又契約開始日								
第 1 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 2 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 3 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 4 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 5 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 6 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 7 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 8 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 9 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 10 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 11 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 12 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 13 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 14 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 15 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 16 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 17 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 18 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 19 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 20 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 21 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 22 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 23 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
第 24 回	平成〇年〇月 25日	-	-	-	-	-	-	-
合計								-

リース契約書添付表の入力フォームマット

回数	回収年月	リース料	リース料の回収		借入金の返済		請求額
			前払リース料による充当	リース料残高	借入元金返済額	借入残高	
リース契約開始日	平成〇〇年〇〇月						
譲渡代金による相殺	平成〇〇年〇〇月						
助成金による充当	平成〇〇年〇〇月						
第1回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第2回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第3回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第4回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第5回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第6回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第7回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第8回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第9回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第10回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第11回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第12回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第13回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第14回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第15回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第16回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第17回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第18回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第19回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第20回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第21回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第22回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第23回リース料	平成〇〇年〇〇月						
第24回リース料	平成〇〇年〇〇月						
リース料各回(小計)	-	-	-	-	-	-	
合計 : リース料(総額)	0	0	0	0	0	0	

【参考情報入力】 消費税率 税抜金額

【参考情報入力】 利率 保証料率

【チェック項目】
 ①リース期間が法定耐用年数以上となつているか?
 法定耐用年数 年
 リース期間 年

②漁船購入価格とリース料(総額)が一致しているか?
 ③借入額とリース料(各回)小計が一致しているか?

Wavelength nm	Relative Intensity		Wavelength nm	Relative Intensity	
	1000	10000		1000	10000
300	100	100	300	100	100
310	100	100	310	100	100
320	100	100	320	100	100
330	100	100	330	100	100
340	100	100	340	100	100
350	100	100	350	100	100
360	100	100	360	100	100
370	100	100	370	100	100
380	100	100	380	100	100
390	100	100	390	100	100
400	100	100	400	100	100
410	100	100	410	100	100
420	100	100	420	100	100
430	100	100	430	100	100
440	100	100	440	100	100
450	100	100	450	100	100
460	100	100	460	100	100
470	100	100	470	100	100
480	100	100	480	100	100
490	100	100	490	100	100
500	100	100	500	100	100
510	100	100	510	100	100
520	100	100	520	100	100
530	100	100	530	100	100
540	100	100	540	100	100
550	100	100	550	100	100
560	100	100	560	100	100
570	100	100	570	100	100
580	100	100	580	100	100
590	100	100	590	100	100
600	100	100	600	100	100
610	100	100	610	100	100
620	100	100	620	100	100
630	100	100	630	100	100
640	100	100	640	100	100
650	100	100	650	100	100
660	100	100	660	100	100
670	100	100	670	100	100
680	100	100	680	100	100
690	100	100	690	100	100
700	100	100	700	100	100
710	100	100	710	100	100
720	100	100	720	100	100
730	100	100	730	100	100
740	100	100	740	100	100
750	100	100	750	100	100
760	100	100	760	100	100
770	100	100	770	100	100
780	100	100	780	100	100
790	100	100	790	100	100
800	100	100	800	100	100
810	100	100	810	100	100
820	100	100	820	100	100
830	100	100	830	100	100
840	100	100	840	100	100
850	100	100	850	100	100
860	100	100	860	100	100
870	100	100	870	100	100
880	100	100	880	100	100
890	100	100	890	100	100
900	100	100	900	100	100
910	100	100	910	100	100
920	100	100	920	100	100
930	100	100	930	100	100
940	100	100	940	100	100
950	100	100	950	100	100
960	100	100	960	100	100
970	100	100	970	100	100
980	100	100	980	100	100
990	100	100	990	100	100
1000	100	100	1000	100	100

リース契約書添付表の入力フォーマット（事例）

（事例の前提）

中古船を漁業者より買取り、機関等の換装を行ったうえで漁業者にリースする。
近代化資金等の融資額が助成残の80%であり、不足額を前払リース料として漁業者が支払う。
リース期間は漁船の法定耐用年数と同じ12年で設定する。
借入期間は10年（20回返済）とする。各回リース料は借入金元金返済額に合わせる。
前払リース料は、最終の21～24回目のリース料支払いに充当する。

（事例の金額設定）

(単位：円)	
①中古漁船価格（税込）	5,400,000
②機関等換装代（税込）	55,674,000
③漁船購入価格（①+②）	61,074,000
④買取価格との相殺額	5,400,000
⑤助成金額	25,775,000
⑥必要資金（③-④-⑤）	29,899,000
⑦近代化資金借入金額	23,919,000
⑧前払リース料（⑥-⑦）	5,980,000
⑨借入金の返済（初回）	1,214,000
⑩借入金の返済（2～20回）	1,195,000
⑪各回リース料（初回）	1,214,000
⑫各回リース料（2～20回）	1,195,000
⑬各回リース料（21～24回）	1,495,000

中古船買取による機関換装の場合、買取価格の未払金はリース債権と相殺処理し、現金決済しない。また、助成の対象にもならない。

リース料残高の1行目は、購入価格総額となる。契約要目表の購入価額と同じ金額となる。税込で入力。

回数	回収年月	リース料の回収		借入金の返済			請求額
		リース料	前払リース料による充当	リース料残高	借入元金返済額	借入金残高	
リース契約開始日	平成29年 4月			61,074,000			
譲渡代金による相殺	平成29年 4月	5,400,000		55,674,000			
助成金による充当	平成29年 4月	25,775,000		29,899,000		23,919,000	
第1回リース料	平成29年 9月	1,214,000		28,685,000	1,214,000	22,705,000	-
第2回リース料	平成30年 3月	1,195,000		27,490,000	1,195,000	21,510,000	-
第3回リース料	平成30年 9月	1,195,000		26,295,000	1,195,000	20,315,000	-
第4回リース料	平成31年 3月	1,195,000		25,100,000	1,195,000	19,120,000	-
第5回リース料	平成31年 9月	1,195,000		23,905,000	1,195,000	17,925,000	-
第6回リース料	平成32年 3月	1,195,000		22,710,000	1,195,000	16,730,000	-
第7回リース料	平成32年 9月	1,195,000	一致	21,515,000	1,195,000	15,535,000	-
第8回リース料	平成33年 3月	1,195,000		20,320,000	1,195,000	14,340,000	-
第9回リース料	平成33年 9月	1,195,000		19,125,000	1,195,000	13,145,000	-
第10回リース料	平成34年 3月	1,195,000		17,930,000	1,195,000	11,950,000	-
第11回リース料	平成34年 9月	1,195,000		16,735,000	1,195,000	10,755,000	5,975
第12回リース料	平成35年 3月	1,195,000		15,540,000	1,195,000	9,560,000	5,377
第13回リース料	平成35年 9月	1,195,000		14,345,000	1,195,000	8,365,000	4,780
第14回リース料	平成36年 3月	1,195,000		13,150,000	1,195,000	7,170,000	4,182
第15回リース料	平成36年 9月	1,195,000		11,955,000	1,195,000	5,975,000	3,585
第16回リース料	平成37年 3月	1,195,000		10,760,000	1,195,000	4,780,000	2,987
第17回リース料	平成37年 9月	1,195,000		9,565,000	1,195,000	3,585,000	2,390
第18回リース料	平成38年 3月	1,195,000		8,370,000	1,195,000	2,390,000	1,792
第19回リース料	平成38年 9月	1,195,000		7,175,000	1,195,000	1,195,000	1,195
第20回リース料	平成39年 3月	1,195,000		5,980,000	1,195,000	-	597
第21回リース料	平成39年 9月	-	1,495,000	4,485,000	-	-	-
第22回リース料	平成40年 3月	-	1,495,000	2,990,000	-	-	-
第23回リース料	平成40年 9月	-	1,495,000	1,495,000	-	-	-
第24回リース料	平成41年 3月	-	1,495,000	-	-	-	-
リース料各回（小計）		23,919,000	5,980,000	一致	23,919,000	32,860	164,310
合 計 : リース料（総額）		61,074,000					24,116,170

【参考情報入力】	消費税率 8.0%
	税抜金額 56,550,000
	消費税額 4,524,000

【参考情報入力】	利率 0.1%
	保証料率 0.5%

【チェック項目】
①リース期間が法定耐用年数以上となっているか？

法定耐用年数 12 年
リース期間 12 年

OK

リース期間は必ず法定耐用年数以上となっている必要があります。前払リース料がある場合、前払リース料の充当回数も含めてリース期間を設定する。

②漁船購入価格とリース料（総額）が一致しているか？
③借入額とリース料（各回）小計が一致しているか？

（ただし、リース料総額に1,000円未満の端数がある場合は、端数分不一致が生じる）

OK

IF関数が入っており、合計額の整合チェックを行う。合計が一致しない場合、「再チェック」と表示される。

リース物件の転貸借に関する覚書

(兼 所有権確認書)

契約 No._____

年 月 日

甲) 借主

住 所 _____

氏 名 _____ 印

丙) リース事業者

住 所

名 称

代表者

印

乙) 転リース者

東京都千代田区内神田 1-1-12

一般社団法人 水産業構造改革サポート

代表理事長 大森 敏弘 印

丁) 連帯保証人

住 所

氏 名

甲、乙、丙及び丁は、甲乙間において締結した末尾記載のリース契約（以下「原契約（A）」という）及び乙丙間において締結した末尾記載のリース契約（以下「原契約（B）」という）に基づくリース物件の転貸に関し、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。本覚書締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各1通を保有する。

なお、本覚書と原契約（A）、原契約（B）の内容が異なる場合には、本覚書が優先適用されるものとする。

第1条（転貸承諾）

1. 丙は、乙が末尾記載のリース物件を甲に対して転貸することを承諾する。
2. 乙は、原契約（A）の写しを丙に提出する。

第2条（所有権確認等）

1. 甲は、リース物件の所有権が丙に帰属することを確認する。
2. 丙は、リース物件に丙が所有権を有する旨の標識を貼付することができる。また、甲は当該所有権標識の貼付を維持する。

第3条（乙の債務）

1. 原契約（A）に基づく甲から乙へのリース料・利息・保証料（以下「リース料等」という）の支払いがない場合には、乙は丙に原契約（B）に基づきリース料等を支払う義務はないものとする。但し、丙より乙に対し、甲の改善計画の策定指導・経営管理・経営継続に向けた支援を行う旨書面にて申し出があった場合には、1回を限りに1年間を上限として、甲から乙への原契約（A）に基づくリース料等の支払がない場合であっても、乙は丙に対し原契約（B）に基づく当該リース料等を支払うものとする。

なお、残リース期間が1年未満の場合は、原則としてこの但し書きの適用の対象としない。

2. 原契約（A）第13条第5項及び第16条第2項の規定において、甲が乙に当該金額を支払わない

場合には、原契約（B）第13条第5項及び第16条第2項の規定における当該金額を、乙は丙に支払う義務はないものとする。

3. 本覚書第4条に定める管理義務を丙が果たした上で、甲のリース料等の支払不能が法務上、税務上確定し、リース物件を売却したときは、第1項の規定に拘わらず乙は丙と協議の上、リース物件の売却代金を原契約（A）の団信掛金及び原契約（B）の残存リース料等に充当する。その場合、なおリース料等の債務が残存するときは、乙が残存リース料等の全部又は一部を支払い、同支払いをもって乙の丙に対するリース料等支払債務は全て消滅するものとする。但し、長官通知に定める助成金の返還が生じるに至った場合及び乙の評価委員会が、丙が善良なる管理者の注意をもって第4条に定める管理義務を果たしていないと判断した場合は、残存リース料等の支払いは行われないものとする。なお、リース物件を売却するときは、売却期間や売却価格の妥当性を評価するため、乙丙の間で事前協議をするものとする。
4. 本条第1項及び第3項により乙によるリース料等の支払いが行われる限りにおいて、原契約（A）及び（B）第20条第1項第1号及び第22条の適用はないものとする。なお、規定損害金又は遅延損害金の支払いに関する規定の適用がある場合においても、規定損害金又は遅延損害金につき甲から乙への支払いがない場合には、乙は丙にリース料等、規程損害金及び遅延損害金を支払う義務はないものとする。

第4条（丙の管理義務）

1. 丙は甲の事業実施状況を年1回乙に対し報告するものとする。
2. 甲に対する乙のリース料等債権の督促・回収は善良なる管理者の注意をもって丙が行うものとし、甲は、これを承諾する。また、甲がリース料等を支払わなかったとき、丙は乙に対応を協議するものとする。
3. 第3条第1項但し書きにおいて定める甲の改善計画は、延滞開始後原則3ヶ月以内に作成するものとし、甲の財務状態の把握、甲の経営継続に向けた指導・支援等は善良なる管理者の注意をもって、丙が県域の関係団体と協議連携の上、最大限行うものとする。また、丙は甲の作成した改善計画の妥当性について乙に協議を行うものとする。
4. 丙は、本条第2項により乙に代わって甲から回収した金員（乙のリース料等債権）をもって甲が丙に対して負担している債務に充当することはできない。

第5条（リース物件の引渡し）

1. 原契約（A）第6条第2項及び原契約（B）第6条第2項の定めに拘わらず、甲は、リース物件の搬入を受けたときは、甲の費用で引渡予定日までにリース物件を検査し、瑕疵のないことを確認の上、検査完了日を記載したリース物件借受証を直ちに丙に交付するものとし、丙は借受証を受領した旨を乙に通知する。リース物件の引渡しはリース物件借受証の交付をもって検査完了日に完了したものとし、以後、乙及び丙はその引渡し責任を負わない。
2. 原契約（B）6条第4項の定めに拘わらず、原契約（A）第6条第4項の「その他乙に故意又は重大な過失が認められない事由」を「その他乙及び丙に故意又は重大な過失が認められない事由」に読み替え、また「乙はその責任を負いません」を「乙及び丙はその責任を負いません」に読み替えてこれを適用する。

第6条（リース物件の瑕疵）

原契約（B）第7条の定めに拘わらず、原契約（A）第7条第1項の「乙」を「乙及び丙」に、同条第2項及び第4項の「乙」は「丙」にそれぞれ読み替えてこれを適用する。

第7条（リース物件の保守管理）

原契約（B）第8条に拘わらず、原契約（A）第8条第1項及び第4項の「乙」を「丙」に、同条第

3項の「乙」を「乙及び丙」にそれぞれ読み替えてこれを適用する。

第8条 (リース物件の改造)

丙は、甲から書面による申し出を受け、丙が了承した場合には、リース物件について改造、加工等を行うことができる。なお、この場合、別途、契約を締結するものとする。

但し、法定耐用年数以内に行われる場合には、農林水産大臣の承認を得ることとする。

第9条 (漁船保険の加入)

1. 原契約 (B) 第9条の定めに拘わらず、甲は、原契約 (A) 第9条第1項に基づき、リース物件に対して、丙を被保険者としてリース期間中継続して漁船保険（付保率100%）及び漁船船主責任保険（基本損害）を付保しなければならない。また、その加入状況に関する確認書を毎年作成し丙を通じて乙へ提出する。

2. 原契約 (A) 第9条第2項乃至第5項の「乙」は「丙」に読み替える。

第10条 (漁業共済等の加入)

甲は、リース期間中継続して、漁業共済、積立ぶらす、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入しなければならない。また、その加入状況に関する確認書を毎年7月末日までに作成し、丙を通じて乙へ提出する。

第11条 (団体信用厚生共済への加入・共済金の取扱い)

甲及び連帯保証人は、甲が原契約 (A) 第25条に基づき、甲を被共済者として乙を共済契約者並びに共済金の受取人とする団体信用厚生共済契約を締結することに同意する。この場合、共済掛金は甲が負担する。なお、共済金が支払われた場合は、乙の丙に対する債務に充当する。

第12条 (事故等発生の報告と修理)

1. 原契約 (A) 及び (B) に拘わらず、リース物件に関し、事故又は故障（以下「事故等」という）が発生した場合は、甲は直ちに丙に対し、事故等の内容及び講じた措置等について報告し、丙はこれを乙へ報告する。
2. リース物件が一部損傷した場合等にあって甲が修理したときは、丙に支払われる損害保険金を限度として修理に要した費用に充当する。
3. リース物件の隠れた瑕疵により事故が発生し、甲が損害を被った場合は、丙は、リース物件の販売者、施工業者又は製造業者に対する損害賠償権を甲に譲渡し、丙はその旨を乙に報告する。

第13条 (費用負担)

原契約 (A) 第13条第2項の「乙」は「乙又は丙」に読み替える。

第14条 (リース物件の滅失、毀損)

原契約 (B) 17条の定めに拘わらず、原契約 (A) 第17条の「乙の責めによらない事由」を「乙及び丙の責めによらない事由」に読み替えてこれを適用する。

第15条 (原契約 (A) におけるその他の読み替え)

原契約 (A) 及び原契約 (B) の次の各条の適用については、原契約 (B) の定めに拘わらず、原契約 (A) の次の各条の「乙」を「丙」に読み替えて適用する。

第5条 (使用目的)、第10条 (乙の承諾を必要とする行為)、第11条 (点検、修理の帰属)、第18条 (本物件に起因する損害)、第19条 (本物件の返還)

第16条 (リース物件にかかる公租公課の扱い)

リース物件の所有権は、リース期間終了までは丙にあるが、地方税法上において丙と甲の共有物とみなされるため、甲は連帯納稅義務者としてリース物件の所在する市町村の長に対して申告し、固定資産税を納付する。

第17条 (帳簿の備付け)

1. 甲及び丙は、リース物件についての帳簿を備え、当該リース物件の維持管理及び使用状況につき、

必要な事項を記帳し、リース契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2. 甲は、公租公課、リース料等の領収書等、貸付決定通知書、リース契約書等の関係書類を、リース契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第18条（連帯保証人）

原契約（A）第24条の連帯保証人は、同契約及び本覚書に基づき甲が丙に対して負担する債務についても履行の責めに任じるものとする。

第19条（管轄裁判所の合意）

原契約（A）第26条の管轄裁判所の合意は、同契約及び本覚書に関する甲と丙の訴訟についても適用されるものとし、この場合の管轄裁判所の選択権は丙が有するものとする。

第20条（原契約及び転貸借契約の終了）

期間満了、解除その他事由の如何に拘わらず原契約（A）及び（B）のいずれか一方が終了した場合、他方の原契約も同時に終了する。

第21条（本覚書の期間）

本覚書の有効期間は、原契約（A）及び（B）のリース期間と同一とする。ただし、リース期間中に原契約（A）及び（B）が終了したときは本覚書も当然に失効する。

【原契約（A）の適用】

契 約 日	年 月 日
契 約 No.	
リース期間	年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヶ月）
リース物件 船 名 ト ン 数	

【原契約（B）の適用】

契 約 日	年 月 日
契 約 No.	
リース期間	年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヶ月）
リース物件 船 名 ト ン 数	

契 約 要 目 表 (漁船漁業構造改革緊急事業向けの例)

契約 No. _____

(1)	リース物件 船名 ト　ン　数		
	購入価格	円 (うち消費税等額 円)	
(2)	リース期間	リース物件借受証に記載の検査完了日を起算日として 年 ヶ月	
(3)	リース料 (総額) リース料 (各回) 利息・保証料 (各回)	円 (うち消費税等額 円) リース料計算書のとおりとする 利息・保証料計算書のとおりとする	
(4)	リース料および利息・保証料の支払日	リース料計算書および利息・保証料計算書の支払日を振替日とする 口座振替	
(5)	前払リース料	支払日	
		支払金額	円 (最終の回分に充当)
(6)	引渡予定日	年　月　日	
(7)	販売者		
(8)	引渡場所		
(9)	規定損害金	第16条により算出の額	
(10)	損害保険	漁船保険、漁船船主責任保険	
(11)	使用目的	甲が営む 漁業に供するための漁船の貸与	
(12)	特約事項	(譲渡条件) ① リース期間満了後、本契約に基づく甲の乙に対する全ての債務が履行された場合には、乙は本物件を甲に無償で譲渡します。 ② 本物件の譲渡に伴い発生した諸費用は、甲の負担とします。	

漁船リース契約書 (構造改革リースの例)

契約 No. _____
年 月 日

甲) 借主

住所 _____

氏名 _____ 印

乙) 貸主

連帯保証人

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「長官通知」という）、水産業競争力強化緊急事業業務要領、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業周知事項のもと、次のとおりリース契約（以下「本契約」という）を締結し、その証として本書 2 通を作成し、各自記名捺印の上、甲、乙が各 1 通を保有します。

第 1 条（リース物件）

乙は、契約要目表（以下「表」という）（1）記載の甲指定のリース物件（以下「本物件」という）を甲にリース（賃貸）し、甲は本物件を借り受けます。

第 2 条（リース期間）

- リース期間は表（2）のとおりとします。
- 甲は、本契約の締結日からリース期間が満了するまでの間、本契約を解除することはできません。

第 3 条（リース料）

甲は、表（3）記載のリース料を、表（4）記載の支払条件に従い乙に支払います。

第 4 条（前払リース料）

- 甲は、表（5）記載の前払リース料を、表（5）記載の支払日に乙に支払います。
- 前払リース料は無利息とし、又、表（5）記載のリース料の支払期日が到来した場合、自動的にそのリース料に充当されるものとします。なお、甲は、前段に定める場合を除き、前払リース料の支払いをもってリース料その他の債務の履行を免れることはできません。
- 甲又は連帯保証人が第 20 条各号の一つにでも該当した場合、乙は、前項の規定に拘らず、且つ、事前の意思表示を要しないで前払リース料をもって任意にリース料その他甲に対する債

権の全部又は一部に充当することができます。

第5条（使用目的）

本物件の使用目的は表（11）記載のとおりとし、甲はその使用目的外に本物件を使用しません。但し、次の何れかに該当する場合にはこの限りではありません。

- 1 本物件が法定耐用年数を経過し、且つ、甲が本物件の目的外使用について事前に書面により乙の承諾を得ていること
- 2 本物件が法定耐用年数を経過していないものの、目的外使用について農林水産大臣の承認を受けていること

第6条（本物件の引渡）

- 1 本物件の引渡予定日及び引渡場所はそれぞれ表（6）及び（8）記載のとおりとします。
- 2 甲は、本物件の搬入を受けたときは、甲の費用で引渡予定日までに本物件を検査し、瑕疵のないことを確認の上、検査完了日を記載したリース物件借受証を直ちに乙に交付します。本物件の引渡はリース物件借受証の交付をもって検査完了日に完了したものとし、以後乙は、その引渡責任を負いません。
- 3 甲は、本物件の搬入を受けたときから、前項による引渡を完了するまで、善良な管理者の注意をもって販売者のために本物件を保管します。
- 4 販売者若しくは運送業者の都合、運送中の事故、その他乙に故意又は重大な過失が認められない事由によって、本物件の引渡が遅延し又は不能となった場合は、乙はその責任を負いません。この場合、甲及び乙は、第1項の引渡予定日の変更等について協議します。
- 5 甲は、本物件の引渡を不当に拒み又は遅延させることはできません。

第7条（本物件の瑕疵）

- 1 前条による引渡を完了した本物件について、規格、仕様、品質、性能、数量等に瑕疵があった場合並びに本物件の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は瑕疵担保責任、その他一切の責任を負いません。
- 2 前条第4項の場合又は前項の場合、甲は、甲が被った損害の回復等について、販売者との間で直接これを解決します。なお、この場合において甲が書面にて乙に請求したときは、乙は販売者に対して有する損害賠償請求権を甲に譲渡する手続きをとる等により甲に協力します。但し、甲は、販売者に対して権利行使する場合においても、リース料の支払い、その他本契約に基づく一切の債務の履行を免れることはできません。
- 3 第1項の場合に、甲が表（9）記載の規定損害金を乙に支払い、その他本契約に基づく一切の債務を履行したときは、本契約は終了します。
- 4 前項の場合、乙は、甲が書面にて請求した場合、販売者との本物件売買契約上の乙の地位を甲に譲渡する手続きをとります。但し、第2項及び本項の場合、乙は販売者の履行能力及び譲渡にかかる権利の存否を担保しません。

第8条（所有権の表示及び使用、保守管理）

- 1 乙は、本物件に乙が所有権を有する旨の標識を貼付することができるものとし、又、甲は乙が要求したときは、乙の所有権標識を貼付します。甲は、リース期間中、この標識の貼付を維持します。
- 2 甲は、本物件を善良な管理者の注意をもって、本来の使用方法に従い使用し、又、本物件の保守管理及び使用に際しては関係諸法令及び官公庁の規則、指示、指導等を遵守します。
- 3 甲は、本物件が常に良好な使用状態及び機能を保つように保守、点検、整備等を行い、又、本物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず、速やかに本物件を修繕します。本物件の保守、点検、整備、修繕等の費用は全て甲が負担します。乙は本物件の保守、点検、整備、修繕等につき何ら責任を負いません。
- 4 甲は、本物件に対して第三者より乙の所有権を侵害する行為又は強制執行その他法的、事実的侵害を受けないように本物件を保全するとともに、そのような事態が生じたときは、直ちに乙に通知し、且つ、本物件が乙の所有物であることを主張する等の方法により、速やかにその事態を解消します。

第9条（損害保険）

- 1 甲は、リース期間中に継続して本物件に対して、漁船保険を付保することにします。
- 2 本物件に保険事故が発生した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、損害保険金の受取りに必要な一切の書類を乙に交付します。
- 3 前項により損害保険金が乙に支払われたときは、次の定めに従います。但し、甲に故意又は重大な過失がある場合には、この限りではありません。
 - (1) 本物件が修理可能な場合には、乙は、甲が本物件を修理したときに限り、乙が受領した損害保険金を限度として、甲が支出した修理費用を甲に支払います。
 - (2) 本物件が滅失し又は毀損して修理不能となった場合には、甲は乙に支払われた損害保険金の限度において第16条に規定する規定損害金の支払義務を免れます。
- 4 本条第2項及び第3項の規定にかかわらず、甲は全損あるいは未修繕分損以外の損害については、損害保険金の受け取りに必要な一切の書類を乙に交付することなしに、乙の委任により甲自らを保険金受取人とすることができます。
- 5 甲は、本条第1項の保険契約を締結した後は、その保険内容を遅滞なく乙に通知しなければなりません。

第10条（乙の承諾を必要とする行為）

甲は、事前に書面により乙の承諾を得なければ、次の行為をすることができません。
なお、法定耐用年数以内に行われる場合には農林水産大臣の承認を得なければなりません。

- 1 本物件について改造、加工等を行い、本物件の現状を変更すること
- 2 本契約に基づく権利を譲渡し又は本物件を第三者に転貸すること

第11条（点検、修理の帰属）

- 1 乙は何時でも、本物件を点検することができます。又、乙が要求したときは、甲は本物件の現状並びに稼働状況を乙に報告し、本物件の現状又は稼働状況に関する書類を乙に提出します。
- 2 甲による本物件の修理又は改造、加工等の効果（付加された部品その他の動産の所有権を含む）

は無償で乙に帰属し、甲は乙に対して有益費、必要費、その他何らの金員を請求しません。但し、乙が書面により甲の所有権を認めた動産は除きます。

第 12 条（通知、報告義務）

- 1 甲は次の場合、乙に対し直ちにその旨を書面にて通知します。
 - (1) 甲又は連帯保証人が氏名、商号、代表者又は住所を変更したとき
 - (2) 甲又は連帯保証人の事業内容に重要な変更があったとき
 - (3) 本物件に盜難、滅失、毀損等の事故が発生したとき
 - (4) 本物件自体又はその使用若しくは保管等に起因して第三者に損害を与えたとき
 - (5) 甲又は連帯保証人に第 20 条第 1 号から第 9 号までの事由が発生したとき
- 2 甲は乙から要求があった場合には、その事業の状況を説明し、計算書類、附属明細書、その他甲の営業状況を示す書類を乙に提出します。
- 3 甲は次の各号の事由（以下「重要事項変更事由」という）の何れかに該当する場合は、乙の要求に基づき、月次決算内容、業績予測、資金繰状況、借財、重要顧客との取引状況、重要な資産の状況、子会社の取引内容、子会社への貸付・保証等の情報を乙に対して提出します。
 - (1) 本契約締結時において甲に親会社又は支配株主が存在する場合においては、親会社又は支配株主の甲に対する議決権が過半数を下回っているとき
 - (2) 甲において吸収合併、会社分割、重要と認められる事業譲渡、株式交換、株式移転、会社組織変更等、会社の基礎に法的変更が行われたとき
 - (3) 甲において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生したとき
 - (4) 甲又は甲の親会社が上場会社である場合においては、甲又は甲の親会社発行の株価が旧額面金額の倍額の金額を下回ったとき、又は、甲又は甲の親会社の上場廃止が決定したとき
- 4 重要事項変更事由の何れかの事由が発生した場合、乙は甲に対して次の何れか一つ又は複数の事項の履行を請求することができます。
 - (1) リース料支払いのために、リース料並びに消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等額」という）の合計額を額面金額とし、各支払期日を満期日とする約束手形を甲が乙に振出交付すること
 - (2) 支払総額を変更せずにリース料金額及び支払期間を乙の指定する内容に変更すること
 - (3) リース料 1 回分を上限とする前払リース料を乙に支払うこと
 - (4) 甲が第三者に対して有する売掛債権等を乙に譲渡すること

第 13 条（費用負担）

- 1 甲は、本契約の締結及び本契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
- 2 乙が本契約に基づく権利を保全、回復又は行使するために支出した一切の費用（弁護士報酬を含む）は甲が負担し、乙の請求に従いこれを支払います。
- 3 甲は、消費税等額を除いて、本物件の取得、所有、保管、使用及び本契約に基づく取引に課せられ、又は課されることのある登録免許税、固定資産税等の諸税相当額を名義人の如何に拘らず負担します。また、甲は、利息・保証料計算書記載の利息・保証料を乙に支払います。
- 4 乙が前項の諸税を納めることとなつたときは、その納付の前後を問わず、甲はこれを乙の請求

に従い乙に支払います。又、乙が利息・保証料を支払うこととなったときは、甲はこれを乙の請求に従い乙に支払います。

- 5 長官通知の「9-1 水産業競争力強化緊急事業（3）事業の内容等 イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（タ）助成金の返還」に基づき、事業実施主体より助成金の全部又は一部の返還が命じられた場合には、甲は、乙の請求に従い、当該金額を乙に支払います。

第 14 条（相殺禁止）

甲は、本契約に基づく債務を乙又は乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第 15 条（譲渡、担保権設定等の禁止）

甲は、本物件を第三者に譲渡し又は本物件について質権、抵当権、譲渡担保権その他一切の権利を設定することはできません。

第 16 条（規定損害金）

- 1 表（9）記載の規定損害金は、規定損害金請求時におけるリース料残高及び支払利息・保証料合計額とします。
- 2 長官通知の「9-1 水産業競争力強化緊急事業（3）事業の内容等 イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（タ）助成金の返還」に定める助成金の全部又は一部の返還が生じる場合は、甲は当該規定損害金とは別にこれを乙に支払います。

第 17 条（本物件の滅失、毀損）

地震等の天災地変、盗難、その他乙の責めによらない事由により本物件が滅失した場合又は本物件が毀損して修理不能となった場合は、甲は直ちに表（9）記載の規定損害金を一括現金により乙に支払います。本契約は、甲がその規定損害金を支払ったときに終了します。

第 18 条（本物件の使用に起因する損害）

甲は、本物件自体又はその保管、若しくは運航に起因して第三者に物的又は人的損害を与えた場合は、その原因の如何を問わず、甲の費用と責任においてこれを解決するものとし、乙に損害が生じたときは、甲はこれを賠償します。

第 19 条（本物件の返還）

- 1 本契約が解除により終了したときは、甲は、本物件の通常の使用による損耗又は摩耗及び第 10 条第 1 項により乙が認めた改造等を除き、本物件を甲の費用で原状に回復し、乙の指定する場所に返還します。
- 2 前項に基づく本物件の撤去、運送等に要する諸費用は甲が負担します。
- 3 甲が本物件の返還を怠ったときは、乙又は乙の代理人は通知、催告をすることなく、本物件の所在場所に立ち入り、本物件の占有を回復してこれを搬出することができます。その搬出費用は甲が負担します。

- 4 本物件の返還を遅延した場合、甲は、本物件の返還を完了するまでリース料相当額の損害金を乙に支払います。
- 5 甲は、本物件の返還を完了するまで、本契約に定められた全ての義務を履行します。

第 20 条（期限の利益の喪失）

甲又は連帯保証人が次の各号の一つにでも該当し、乙が請求したときは、甲は本契約に基づく期限の利益を喪失し、直ちに残存リース料全額を一括現金にて乙に支払います。

- (1) リース料の支払いを 1 回でも怠ったとき
- (2) 本契約の条項又は本契約以外の乙との取引約定に違反したとき
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立又は租税公課の滞納処分若しくは保全差押を受けたとき
- (4) 支払停止の状態に陥り又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立を受け若しくはこれらの申立をしたとき
- (5) 小切手若しくは手形の不渡又は電子記録債権の不払いを 1 回でも発生させたとき
- (6) 営業を廃止若しくは解散の決議をしたとき、又は官公庁から営業許可の取消、業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき
- (7) 監査報告書に継続企業の前提に関する限定意見を付されたとき
- (8) 第 12 条第 4 項の乙による履行請求に甲が応じないとき
- (9) 後見、保佐、補助開始の審判を受けたとき、死亡したとき又は刑事上の訴追を受けたとき
- (10) 営業が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第 21 条（契約解除、清算）

- 1 甲又は連帯保証人が前条各号の一つにでも該当したときは、乙は催告を要しないで本契約を解除することができます。
- 2 前項により本契約が解除された場合、甲は直ちに本物件を返還し、且つ、表（9）記載の規定損害金を一括現金にて乙に支払います。なお、乙が甲よりリース料支払いのために約束手形の交付を受けていたときは、未決済の約束手形は規定損害金の担保手形とみなします。
- 3 本物件が返還され、且つ、規定損害金の全額が乙に支払われたときは、乙はその金額を限度として、本物件の処分金額又は評価額（但し、処分又は評価に要した費用を控除した後の金額とする）から規定損害金を差引いた金額を甲に返還します。
- 4 契約を解除し、リース物件を売却したときは、甲は売却代金を限度に第 16 条に規定する規定損害金の支払義務を免れます。
- 5 第 25 条の規定により甲の乙に対する一切の債務が弁済されたときは、表（12）の特約条項（譲渡条件）は甲の相続人に準用します。なお、第 16 条による支払義務は相続人に承継されます。

第 22 条（遅延損害金）

甲がリース料、その他本契約に基づく乙に対する金銭の支払いを怠ったとき、又は乙が甲のために費用の立替払いをしたときであって、乙が請求したときは、甲は、遅延期間中又は立替払日から完済にいたるまで、年率 10.95%（1 年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延損害金を乙

に支払います。

第 23 条（弁済の充当）

本契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りない場合、乙は乙が適當と認める順序及び方法により充当できるものとし、甲はその充当につき異議を述べません。

第 24 条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、本契約の各条項を承認し、本契約に基づき甲が乙に対して負担する一切の債務につき、甲と連帯して保証債務を負い、その履行の責に任じます。
- 2 連帯保証人は、乙がその都合によって、担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- 3 連帯保証人は、保証債務を履行した場合、代位によって乙から取得した権利は、乙の同意がなければこれを行使しません。もし乙の請求があれば、その権利又は順位を乙に無償で譲渡します。

第 25 条（管轄裁判所の合意）

甲、乙及び連帯保証人は本契約に関する全ての訴訟について、乙の選択に従い、（東京地方裁判所、東京簡易裁判所）又は甲の住所を管轄する地方裁判所若しくは甲の住所を管轄する簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第 26 条（通知の効力）

乙が本契約に関連して甲又は連帯保証人に対して発した書面が、本契約書に記載された住所あるいは甲又は連帯保証人から通知を受けた住所宛に差し出されたにも拘らず、到着しないとき又は延着したときは、当該書面は、通常到着すべきときに到達したものとみなします。

第 27 条（公正証書の作成）

甲及び連帯保証人は、乙が要求したときは、本契約を強制執行認諾文言を付した公正証書とします。この公正証書の作成費用は甲が負担します。

第 28 条（特約事項）

表（12）に特約事項を規定した場合は、本契約の一部となり、他の条項と抵触するときは、この特約事項が優先します。

第 29 条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び連帯保証人は、本契約の締結日において、自己及び自己の役員につき次の各号が真実であることを表明し、且つ、将来にわたっても次の各号を維持することを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、政治運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当していないこと
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有していないこと

- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有していないこと
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に反社会的勢力の威力を利用していると認められる関係を有していないこと
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有していないこと
 - (6) 前各号の他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 2 甲及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為
- 3 甲又は連帯保証人が前二項に違反した場合（第1項に基づく表明が虚偽であった場合及び甲又は連帯保証人の役員が前項各号いずれかの行為を行った場合を含む）、乙は催告を要しないで本契約を解除することができます。なお、この場合、甲は乙が被った損害（規定損害金を含む）を賠償します。
- 4 乙は、本契約の締結日において、乙及び乙の役員につき第1項各号が真実であることを表明し、且つ、将来にわたっても第1項各号を維持すること及び自ら又は第三者を利用して第2項各号を行わないことを確約します。
- 5 乙が前項に違反した場合（前項に基づく表明が虚偽であった場合及び乙の役員が第2項各号の何れかの行為を行った場合を含む）、甲は催告を要しないで本契約を解除することができます。なお、この場合、乙は甲が被った損害を賠償します。
- 6 第3項又は前項に基づき本契約が解除された場合であっても、本契約を解除した者は相手方に對して損害賠償その他一切の責任を負いません。

リース料計算書

回数	支払年月日	リース料	リース料残高
リース契約開始日 補助金による充当			
第1回リース料			
第○回リース料			
合計			

法定耐用年数 ____ 年、 リース期間 ____ 年、 消費税 ____ %

※ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による

利息・保証料計算書

回数	支払年月日	リース料残高	支 払 額			④利息 ((①+②) 合計)	⑤保証料 ((④+⑤) 合計)	高 残
			①利息	②保証料	③合計			
リース契約開始日 補助金による充当								
第1回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
第○回								
合計								

(利息 : 年 % 、 保証料 : 年 %)

